

第六十三回 参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和四十五年三月十日(火曜日)
午前十時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 栗原 祐幸君
理事 小林 章君
沢田 一精君
成瀬 幡治君
鈴木 一弘君
瓜生 清君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
伊藤 五郎君
岩動 道行君
大竹平八郎君
今 春聰君
津島 文治君
九茂 重貞君
矢野 登君
木村福八郎君
松本 賢一君
横川 正市君
渡辺 武君

政府委員

大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵省主税局長 細見 卓君
国税庁長官 吉國 二郎君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵大臣官房審議官 高木 文雄君

本日の會議に付した案件
○国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○成瀬幡治君 最初、資料要求ということで申し上げたいと思うのですが、今度の百五条に関連をいたしまして、旧所得税法あるいは旧法人税法では滞納処分執行停止のことが書いてあったわけですが、その条文があつたのですが、新しい所得税法なり法人税法にはございせんが、滞納処分執行停止のことがあつた旧所得税法、法人税法の写しがほしいと思います。

二つ目は、架空名義預金は国税庁としてはやらないようにということで、銀行局長というのですか、何か大蔵部内で話し合いがされておるようですが、それは文書でやられておるのかどうか。もう一つは、ここに銀行局はおられないですが、銀行のほうへは文書で出ておるのじやないかと思ふわけですが、ですから、それがあれば、文書を資料としてお出し願ひたいと思います。もし、国税庁長官と銀行局長との間の話し合いというものが、文書交換等がなされず、ただ口頭であるというなら、ここで口頭で御答弁願つて差しつかえございせん。

○政府委員(吉國二郎君) 前の部分は主税局からお答えすべきものでございますが、法人税法、所得税法についての規定は、直ちに印刷をして御提出したいと思ひます。それから銀行局長との間では、具体的に文書では申し合はせないのでございますけれども、い

わばその結果というべきものが銀行協会等から傘下金融機関に示されておりますので、その内容を印刷して御提出したいと思ひます。架空名義についての問題でございせん。

○成瀬幡治君 そうすると、国税庁長官と銀行局長との間では、文書ではなくて、話し合ひですか。

○政府委員(吉國二郎君) そのとおりでございせん。

○成瀬幡治君 じゃ、ちょっと話し合ひの中身を聞かしていただけませんか。

○政府委員(吉國二郎君) その中身の概要は、そのときに一緒にお示しいたしたいと思ひます。○成瀬幡治君 それじゃ、資料が出ましたときにその問題についての説明を承りたいと思ひます。続いて、質疑に入りたいと思ひますが、衆議院で、国税通則法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というものがなされております。附帯決議に対して、おそろく、速記録を見たわけじやございせんが、大蔵大臣なり、あるいは主税局長なり、あるいは国税庁長官等、みんな、前向きに検討するとか、あるいは善処するとか、いろいろ話がなされておると思ひます。そこで、一から七までについて、具体的に、抽象的に考えるといへばそれまでですが、これを具体的にどういうふうにするか、これが具体的なものなのか、その説明を承りたいと思ひます。これは国税庁なりあるいは主税局に関連すると思ひますが、それを、この一、二、三、四、五、六、七の順序でひとつお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 本法案の議決に際しまして衆議院で付せられた四党提出の附帯決議につきましても、そのときに、大蔵大臣から、この件については十分検討し処理をしたいということを申し上げております。

第一の事項につきましては、これは制度将来の問題として考えていくべきものだと思ひますが、「人的構成及び運用についてその独立性を強めるよう留意し」ということは、その際いろいろ質問で明らかになりましたように、国税不服審判所の職員につきましては特別の身分保障等が必要ではないかという御指摘がございました。この点につきましては、一般の公務員につきましては身分保障はございせんけれども、特別の身分保障は今回は用意ができませんでした。しかし、この問題については、将来の問題としてでき得れば考えていきたいということ而努力をいたしたいということをお答えしていただくわけでございます。さらに、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択等についても、絶えず真剣な検討と努力を行なうべきである。という点は、これも御質問等から明らかになりましたように、国税庁からむしろ独立をした準司法機関的な租税審判制度をつくるべきではないかという御指摘があつたわけでございます。出訴と不服申し立てを選択制にして、不服のある者は直ちに訴え得る体制をとるべきではないかという二点でございますが、これにつきましては、現在の行政段階、あるいは現在の行政組織、司法組織のもとにおきましては、直ちに準司法機関を設けることは非常な困難がございせんけれども、国税不服審判所を適正に運営して、その実績が非常に顕著に認められることになれば、おそろく準司法機関に一步を進める条件というものが成熟するのではないかと。その場合には、準司法機関にして、司法裁判所においては第一審を省略するという主張が認められる段階が来るかも知れぬ。そういう意味では、むしろこの国税不服審判所の運用を十分の確に行なうことによってその事態を早く実現し得るようになつていきたいと思いますという意味で、今後努力をいたし

たいというものを申し上げておられるわけでございます。出訴と不服申し立てにつきましては、これも、同じように、現在の不服申し立ての状況から申しますと、非常に多くの件数があり、事実認定の問題がその大部分を占めておりますので、今後税務の調査体系あるいは不服審査というものを合理化していくことによってそれを減少させることができれば、将来は選択制を導入することも不可能ではない。これもやはり努力にかかっているという意味でお答えをいたしておりますが、そのように考えております。

二番目は、むしろ運営の問題でございますので、今後直ちに努力をすべき問題であると思ひますが、第一点の「納税者がためらうことなく自己の権利救済を求め、その主張を十分行ない得るために、いやくも税務当局が不服申立人を差別的に取り扱うようなことのないよう、厳に適正な運営を確保すること」と申しますのは、これは、不服申し立てをしたがためにその後の調査等で意地悪をされるのじゃないかという心配が不服申し立てを妨げているという御意見がござります。私どもは、事実そういうことがあれば非常に申しわけない次第なんです、今後そういうことが絶無になるように、あつたといつたしましても絶無になるように行政上努力をいたしますということをばつぱり申し上げておられるわけでございます。

それから第二点の「質問検査権の行使に当たっては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配慮すること。特に、国税不服審判所の職員は、その調査が新たな脱税事実の発見のためではないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現に努めること」さらに、今回つけ加えました分として、「なお、審査請求後、原処分庁が答弁書提出を理由として上記のごとき権利救済の趣旨に反する調査を行なうことのないよう、厳に留意すること。」と、これは、今回の通則法におきましては、従来の質問検査権とは別個に、国税通則法の中に審判官に対して質問検査権を与えたわけでございます。その内容は、従来の協議団の有してござい

した質問検査権よりはかなり罰則等は軽減されたものではございますけれども、質問検査権が審査の段階で必要であるということはお認めを願つたわけでございますが、本来、今度の改正は、権利救済ということを主眼としてやるべきものであり、納税者の権利救済を全うするための事実発見ということに質問検査権を用いるべきではないか。わざわざ納税者に不利な事実をさがすために質問検査権を用いるというのは、権利救済の本旨にかかわるという御主張でございます。さらに、原処分庁におきましても、今後答弁書を提出する際には、補充的に調査を行なうこともござりますけれども、そのときに、わざわざ脱税事実をもう一回掘り起こしてみようというやり方をするのは適当ではないという御趣旨であると思ひます。私どもは、国税審判所の仕事の運営ということを考えますと、できる限り正しい所得というものを把握することによって納税者の権利を保護するということを第一義的に考えるべきものでござります。この御趣旨ののつとて運営をするように努力いたしますというのを申し上げております。

第三点は、「納税者が審査請求に当って自己の主張を十分に行ない得るよう、税務当局はその処分又は異議決定において附する理由をできる限り詳細に記載するよう努めること」と。これは、権利救済をいたしますにあたりまして、納税者が税務官庁側の調査の内容について十分熟知することが必要でござりますので、今回の通則法の改正におきましては、従来、調査内容について、決定についての理由を付しておりません白色申告者の処分につきましても、異議申し立てがあつてその異議を棄却する場合、あるいは異議申し立てがあつてなお三ヶ月の期間が経過した場合、この場合には白色申告者に対しては原処分庁の理由を明らかにすることにはいたしてあります。したがつて、そういう理由につきましては、納税者がよくわかつて、それに対して反論し得るよう具体的に書くべきではないかという御指摘で、これも当然のことでありまして、この方向で努力いたすつもり

でございます。三番目は「大蔵大臣は、国税不服審判所長の任命についての承認に当たっては、自らが任命するのと同様に積極的に取りはからうべきである」と。これは、国税不服審判所長は、一応国税庁の外局という形をとりますので、任命権者は国税庁長官でございますけれども、先般の前々国会におきまして審議の際に、大蔵大臣の承認を得て国税庁長官は任命権を行なうということに御修正をいただきました。その修正の趣旨は、本来は大蔵大臣が任命するくらいのものでござります。とでございまして、これは大蔵大臣がみずからそのつもりで十分やるということをおっしゃるわけでございます。

それから四番目は「本法の目的を達するため、国税審判官等がその職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身分保障及び処遇等について十分に配慮すべきである」と。これは、最初に申し上げました身分保障の問題ともからんでおりますが、おそろく、この四番目は、いまの現行法のもとでも、人事権の確立とか、それらの方法によりまして、實際上の身分保障が行なわれ得るはずだという意味だと思ひますので、私どもは国税審判所長に対して一部の人事権を委任するということにはいたしまして、十分慎重に配慮をいたしてまいりたい、かように考えております。

五番目は「新制度への移行に伴う人事配置に当たっては、現在の協議団の職員が不利な取り扱いは受けないよう十分に配慮すべきである」と。これは、現在、協議団には四百数十名の職員がいるわけでございます。今度国税審判所ができましたと、協議団は解消されます。したがつて、實際上審査の仕事に当たつておりました多くの人がほかの部門に移るといふことになりまして、それらの人にとっては非常にマイナスが生ずる場合がある。したがつて、それらの人の希望等を十分に考慮して、不利に扱われないようにという御趣旨であると思ひます。これについては、私、衆議院で申し上げたのでございまして、通則法の改正案をつく

りました際に、新しい制度では審判官等についてはできる限り民間から新しく人を採用したいということをお申し立てしておりますが、何と申しましたも新制度を発足いたします際にはそのような適材が大量に直ちに得られるとは考えられませんが、さしあたりは部内の職員のうち最も適任者を選んでこれに充てて、順次適材を得て差しかえていくということをお考えをいただけないかということをお申し上げまして、御了承を得たのであります。五番目は、まさにそのような意味において急激な変化を与えないような措置をとっていきたい、かように考えておられるわけでございます。

六番目は「納税者が自己の正当な権利を安んじて主張しうよう、納税者の不服に理由があると推測されるときは、支障のない限り、徴収を猶予し又は滞納処分等の執行を停止する等運用上十分に配慮すべきである」と。異議申し立てがございした際には、直ちに執行停止をすべきだという意見もござります。今回の通則法におきましては、一応その内容に依つて審判官が執行停止を要求する、あるいは異議審理庁みずから執行停止を行なうという方向をとつておりますが、この御趣旨は、納税者の不服に妥当性があるというときには、それを十分に主張できるように執行停止の条文を直ちに発動するように措置していくべきであるというお考えで、これは、私どももそのとおりに行なうたい、かように考えております。

それから七番目の「還付加算金は、延滞税と同様の取扱いをするよう検討すべきである」ということでございますが、御承知のように、今回、還付加算金について若干の修正をいたしました。これは、更正の請求の期限を二ヶ月から一年に延期をいたしました。それに伴ひましてかなり多くの還付の例が出ると思ひます。本質的には、更正の請求というのは、納税者がみずからの過誤によつて多額の金額を納付してしまつた、それを返してもらうという問題でございまして、国側には本来責任はないものでございまして、一種の不当利得でございまして、そういう意味では、不当利

得の法理から申しますと、特に利息を付して返還する理由もないわけですが、少くともその事実を調査する期間だけは利息をつけることをやめて差しつかえないのではないかと、いうことで、更正の請求をしてから三カ月間を経過した日をもって還付加算金の始期としておりますが、これについて衆議院で疑問が出まして、更正決定をした場合には直ちに更正決定の納期日から延滞税がつくではないか、還付加算金についても同様な扱いにすべきではないかという御疑問が出ました。これは、私は、いま申し上げたように、不当利息の問題と角度が違うのではないかと、いう問題はございますけれども、さらに一歩研究を進めてみたらどうかということで附帯決議をおつけたいだと思っております。これは法理論として今後検討してまいりたいと、かように考えております。

以上でございますが、私、第三項でちょっと間違いました、審判所長の任命は大蔵大臣の承認を得て国税庁長官が任命するというふうに御修正を願ったというふうに申し上げましたが、これは当初からそういう形でございまして、私の間違いでございます。御訂正をさせていただきます。

○成瀬幡治君 第一の人的構成に関連してでございますが、もちろんこの附帯決議の四または五に関連をするわけですが、審判官のほうは民間より採用をしたいと思うと、しかし最初のうちはそんなわけにもいかないので、部内から云々というお話がございましたが、そこで、審査会委員のことはあとで御尋ねすることにして、審判官は、あなたのほうがお考えになっていることは、最初は部内の人たちでやって、それから適宜民間の人たちを起用していきたい、採用をしていきたいと、こういうわけですが、そういうような場合にはどうやって——民間といたって、税務に特に明るい人でなければいけない。ですから、税理士会であるとか、あるいは納税組合であるとか、そういうような税に關係しているところの者の推薦を受けてやっていくことを考えら

れておるのか、何か税務署のほうのめがねになつた人だけを採用していくというのか。民間人を採用するのだというのに対して、具体的にどうやっていったらいいだろうということについても検討されているかどうか。

○政府委員(吉國二郎君) 審判官のような格の高い人を採用いたします場合には、御承知のように、競争試験は適用できないということになっております。現在、人事院で採用いたします競争試験の対象になりますのは、上級職公務員の初級の者と中級の者、したがって、行(一)の六等級程度の者が競争試験の最高になっているわけであり、したがって、審判官等の場合には、当然に競争採用ということになります。相当程度の高い職員になりますことになっております。おそろく審判官あたりは人事院の指定を受けるのではないかと、かように考えます。指定を受けました場合には、もちろん担当の官庁から候補者を出すということはあるわけでございます。そこで、適当な試験を行なう、口頭で試験を行なうことも考えられますが、これは一定はいたしておりません。

そこで、その候補者を選ぶ場合にどうするかという問題がいま御指摘のところだろうと思えます。私もどうもいたしましては、審判官には、政令の案でお示しをいたしましたように、大学の教授であるとか助教教授であるとか、あるいは裁判官、検察官の前歴を有する者、あるいは弁護士、公認会計士、税理士という方々、さらにこれに相当するような公職についておった者、それらの中で税務について知識経験の十分な者を選ぶというたてまえにいたしておりますので、もちろん当方として積極的にさような人を求めると同時に、でき得れば各関係の団体等から推薦があれば、それについても十分考慮をしていきたい。具体的にどうするかということは、法案成立前でございますので、まだきめてはおりませんが、広く人材を求めていくということで対処したいと考えておる

わけでございます。

○横川正市君 ちよつと関連して。審判所の独立性とそれから審判に当たる人の身分の保障というのは大体同格くらいに大切なものじゃないかと思うのですが、そういう独立性を保障するといひますか、あるいは審判官を選挙するといひますか、その場合には、税制に明るいとか、あるいは人格がどうかといふようなことでは判断のつかない問題がずいぶんたくさん出てくるのじゃないか。そういたしますと、非常にむずかしい人選といふものがあるんじゃないか。それをどういふふうに入選をされようとしているのか。実は具体的な事例でお答えいただきたいのですが、たとえば税務所ごとの実態調査をしていただければ、所長の性格によつておそろく税の取り扱いについて甲乙丙丁というものがあるだろうと思つて、これはもう全然一様に行なわれているというふうには見られない問題があるのじゃないか、そうあつてはならぬと思うのですが、ところが、不服審査をした場合にはある程度の考慮があるという場合と、それから不服審査をしなかつたために非常な損をしたという、いわゆるうらはらの問題を、それから普通に行つていっていると、全く不服審査をしたほうが得だと、そういうような不合理な、一般納税者の側で判断をするような事例というものが起こつているとかというふうな場合ですね、これは国税庁と審判所との関係はどういう関係が生まれてくるか。審判所で行なつたものは国税庁で全部一〇〇パーセントをやるのか、それとも、そうではないに、審判所で行なつたものに對してはおかつ国税庁は判断をして適宜に適宜に裁量されるものか、その点の関連性なんです。非常に抽象的に言いますが、おそろくびんと来るだろうと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 非常に微妙な御質問でございますが、制度といたしましては、今度の改正は審判所に裁決権を与えておりますので、審判所がいたしました裁決は直ちに国税の更正決定に對する修正という形でそのまま働いてござい

ます。したがつて、国税庁がそこに介入する余地はない。ただ、一点だけ特例がございしますのは、従来からの通達と違つて解釈で決定をいたしました場合に、審判所長が一応国税庁長官にその旨を申し出る、国税庁長官がそれは不適当であると考えた場合には、審査会の議に付して、その議に基づいて決定を下すという例外がございしますけれども、その他の場合は、すべて裁決をしてしまえば、その裁決が直ちに国税としての効力を生ずるわけでございます。そういう意味では、いま御質問がございしました、つまり、国税庁としては、この裁決に對して文句をつけるとか、内容的に關与するといふことはしないわけでございますので、独立性はかなり高く維持されるものと考えてるわけでございます。

○横川正市君 ところで、私は、独立性とそれから審判所の運営はうらはらの問題だといふふうには申し上げたのですが、どうも行政の面でいつも不信を買つるのは何かといひますと、法律の条項を的確に判断をして、そうして間違ひがないといふこととあれば、そのことによつて行なわれる結果についてだれもが文句が言えない。ところが、実際は、それはそれで判断のできない幾つかの問題がある。それを生かしていくのが審判所の置かれてある趣旨になるんじゃないか。法律違反を行なえといふわけじゃありませんけれども、そこに情状とか酌量とかといふものがあつて審判所としては有機的に活用されてくるんじゃないだろうかといふふうに思ひますが、そういう審判所といふものが設立されて国税庁当局としては納税者といふものに對してどういふ判断をしているのかといふ、その判断の内容ですね、それをどういふ判断をしているのかをまずお聞きしたいわけなんです。それはなぜかといふと、いろいろな意味で、私は取り扱つたことありませんけれども、取り扱つていふ事実はあるわけですね。たとえば国会議員の名刺一枚がある程度の情状酌量になつたなんといふことを聞く場合があるわけなんです。そういうことではなしに、審判所が、実は、

それからまた、もう一つの点でございますが、法律がきまつており事実がはっきりすれば答えは一つであるということは、これはもう当然でございますが、実際は、事実に対する法律の当てはめという角度は、私は必ずしもびつたりと一つでは

○横川正市君 能力のある限りということとは、通常言へば、たとへば裁判官の定年とかあるいは檢察官の定年というものと匹敵するわけですか。

○政府委員(吉國二郎君) まあ必ずしもそこまではっきりは考えておりませんが、定年的なものは一応考えずに現在進めていきたいと考えておるわけであります。

保障に関する事項は法律できめたらどうか、そう思うわけですよ。言われることとそれからいまの実態とがあまりそぐわないと思うんですがね。

○政府委員（吉國二郎君） 実は、税制調査会の答申の中におきましては、特別職の給与表を設けるとか、そういう特別な扱いをすることが望ましいということが書かれているわけでございます。私

○木村禰八郎君 調査会でもこれはやはり問題になった一つのポイントだと思ふんです。

それからもう一つ伺いたいのですが、審判官なり審判所長、この地位を非常に重要視する。また、この目的からいきましても、確かに非常に重要ですよ。そうしたら、国税不服審判所長は国税庁長官が大蔵大臣の了解を得て任命することになつ

ているのですが、それなら大蔵大臣がなぜ直接任命できないのですか。そのほうがもっとつきりして、所長の独立性とかいわれる第三者性というのですか、そのほうが保障されるのじゃないですか。大蔵大臣が任命したらよさそうなものですか。審査会委員は大蔵大臣が任命するんですね。大蔵大臣が任命したらよさそうなのなのに、何か非常に軽いような——軽いといつては変ですけれどもね。それなら直接大蔵大臣が任命したらいい。どうですか。

○政府委員(吉國二郎君) この点も実は再三問題になった点でございます。実は、率直に申し上げますと、最初は国税庁長官の任命であつたのが、与党のいろいろの御検討の結果、大蔵大臣の承認を得てということにお直しをいただいたという経緯もございます。つまり、実質的には国税庁長官と対等の仕事をする者が国税庁長官の任命では適當ではないという御指摘だと思つたのですが、これは毎々申し上げておりますように、現在の日本の行政機構では、一つの行政官庁の処分を裁定する最高責任というものはその行政官庁の最高責任者を最後としておりまして、それから司法裁判所に行くというたてまえをとつておりまして、今回も一応形式上は国税庁の中に置くということにいたしましたわけでございますが、その場合に国税庁長官が任命権者になるのでございます。任命権者があるが上級の任命権者が任命している例というのは皆無ではないわけでありまして、それは、非常勤の委員会等の委員につきましては、本来の所属長より上の任命権者が任命している例はございます。そういうことから、審査会の委員につきましては大蔵大臣任命ということに御修正を願つてその形にいたしましたわけでございます。常勤の職員につきましては、任命権者以外の人が任命をするという例がないものでございますから、やむを得ず大蔵大臣の承認を得て任命権だけは形式上国税庁長官に留保するというにいたしましたわけでございます。したがしまして、先ほど申し上げました附帯決議は、承認とはいひながら、大蔵大

臣が自分でやる気やれという附帯決議をいたしたいわけでございます。実際の任命は大蔵大臣がそれだけの力を入れておやりいただくということ、これはまあ私も当然だと思つておりますが、形式上は、いまの官庁組織としては、こういう形をとらざるを得なかつたということなのでございます。

○木村禧八郎君 これが、先ほどもほかの委員が言われましたように、この前ずいぶん問題になつたんですが、それを今度出してくるにつれてちつとも考慮されていらないわけですね。今度出したら、その点ぐらゐ検討されて、そうして審査会委員のほうには確かに大蔵大臣任命に直してきまして、しかし、所長のほうは、あれだけずいぶん問題になつていたので、ちつとも直つてきていないで、そのままでしょう。あれだけの質疑をいたし、また附帯決議——この附帯決議は何だか書き捨てたような附帯決議になつてやつて、一応国税庁長官任命でもしやうがないような、「大蔵大臣は、国税不服審判所長の任命についての承認に当たつては、自らが任命するのと同様に積極的に取りはからうべきである」と、これは弱過ぎやうなですね。附帯決議についてはわれわれも賛成したんですが、いまから見ると弱過ぎると思つたんですね。もう大蔵大臣が任命しなくてもよろしいというようなことを承認しちゃつたような前提になつてゐるのですが、その点は独立性とか第三者性とかというものをとつとつきりさせるためには考慮されていいと思つたんですが、その点どうですか。

○政府委員(吉國二郎君) その御意見は私もよくわかるのでございますけれども、附帯決議で言つておりますように、附帯決議の一で、将来の制度として官庁の組織そのものを独立性を与える、準司法機関的な審判所をつくる、また、したがつて、それを経た場合には高等裁判所に直接つながるといふような理想形態を描く場合には、当然その問題は出てくると思つた。その中間に、将来、より独立性の強い人事の運営というものが可

能になるかどうか、その途中の段階でも検討していきたいと思つております。

○木村禧八郎君 もう一つ、審査会の委員です、十名になつておりますが、これはどのように割り振り——割り振りというのは変ですけれども、学識経験者とか、また、税務に明るい人とか、というのがあるでしょう。十名というのは、どういふふうにして十名にしたのか、その割り振りです。学識経験者何名とか、税理士の何名とか、何かそういうことは考えられてゐるのですか、あるいは民間の何名とか。

○説明員(高木文雄君) いまのところは、別に、どういふふうに分けて割つて、そうして特に税務の關係の経験の深い方から何名とか、一般学識経験者から何名、そういう区分は考えておりませんので、やはり審査会の仕事の一番の問題は、国税庁長官がきめておられます法律の解釈について疑問が出る、それと違つた場合に審査会が働いてまいりますので、まあ俗に言うことばでございますが、きつめて円満な常識を備えた一般の学識経験者というものの御判断ということが一番重要であらうと思つたわけでございます。

○木村禧八郎君 これは、民間人じゃなくてもいいんではないですか。

○説明員(高木文雄君) むしろ、民間の方といふんです。役所以外の方といふ考え方でございます。

○説明員(高木文雄君) 十名とも役所以外の方といふ考え方でございます。

○木村禧八郎君 それで、税理士会とかああいふものは、そういうほうに専門の人がおりますからね。そういうような人はどの程度に重要視するわけですか。

○説明員(高木文雄君) 税理士会に属しておられる方々は、税務について非常に詳しい方でございますし、それから第一線における実態などもよく御存じなわけでございますから、税理士さんの中から

ら審査会の委員になつていただくということは、非常に好ましいことだと思つてゐますが、その場合に、特に税理士さんが入つていなければならぬという特別の拘束を受けてゐるものでもないと思つてゐます。

○成瀬福治君 審査会委員なりそれから審判官についでいろいろの質問が出てゐるのは、その指摘があるように独立性の問題に関連してゐます。そこで、いまの答弁を伺ひながら非常に心配をしてゐることは、やつぱし出発が一番大事なんです。出発最初のときに審判官が民間人からまあ入つたとしても、非常にわずかつた、ほとんど協議団におられた方たちがそのまま来たといふかつこうでスタートしますと、大体何年かそれであつてしまふかもしれない。あるいは永久にいつてしまふかもしれない。そこで、最初のうちは部内より採用しても時を得て審判官には民間人より採用するという長官の頭をまず変えていかなければいかんと思つた。

そこで、私は具体的にお尋ねするけれども、それじゃ民間人を得るということになると、さて給料は大づかみにどのくらいになるのですか。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のような点はありますと思つたけれども、一応、私もいたしましては、出発の際に審判所長は必ず部外から求めたい、それから主要な支部と申しますか、重要な支部の首席審判官もできるだけ部外から求めたいと思つた。それから審判官の一部でも、とにかく部外からの人を探るといふ姿を示したいということでは考へております。

ところで、審判所長の職務につきましては、予算上は指定職甲という指定がしてございます。指定職甲と申しますのは、御承知のとおり、大学の学長でございますとか、各省次官、それから外局の長官という程度のものが指定職甲になつてゐるのが現状でございます。それと同額——まあその方の前歴によりまして指定職甲の中に一から九までの号俸がございまして、これはその実際の前歴によつてきまるわけでございます。ただ、指定

職甲にはなるという前提でございます。

それから東京に駐在する首席審判官、これがいわば東京の国税局長に対応するものでございすが、これは指定職の乙ということになっております。指定職乙と申しますのは、各省の局長、本省の局長級でございます。

それからその他の首席審判官は、行政職の一等級、つまり現在の国税局長と同じ等級にいたしております。

それから一般の審判官は、税務職の一等級ないし税務職の特三等級までにあつておられますが、税務職の一等級と申しますと、非常に大きな署の署長、大署の署長クラスでございます。それから現在の協議団本部長、それが税務職の一等級で普通の審判官の一番上はそうなります。それから二等級と申しますと、大体中小の署の署長クラスでございます。それから特三等級と申しますと、一番小さいところの署長で、審判官は、原則として署長——それは小さい署があり得るということではございますけれども、署長級以上の等給になるという前提になっております。ただし、その署長級の俸給が少くないという問題はそれはございすけれども、少なくとも税務署における第一線の最高の責任者の職給と同じであるということは申せるわけでありませう。

○成瀬輔治君 金額でちよつと云つてもいい。一番小さいところの署長というのは、特三等級というのは、現行法では幾らになりますか。

○政府委員(吉國二郎君) 特三等級、これは二号俸から十七号俸までございます。

○成瀬輔治君 一番低いところを言つてくださ

○政府委員(吉國二郎君) 七万三千二百円、これは本俸だけでございます。それから一番高いところから十一万五千五百円。それから二等級になりますと、二号俸が七万九千七百円、十六号俸が十二万一千四百円。それから一等級になりますと、これは一号俸がございまして、それが八万七千四百円から、十五号俸の十三万五千四百円までという

ことになっております。

それから指定職になりますと、指定職の乙の一号俸が十四万九千円、九号俸が二十四万円という間にわたつております。

それから指定職甲になりますと、一号俸が二十四万円、七号俸が三十二万円ということになっております。

○成瀬輔治君 税調の答申で、優遇せよと。それで、人事院との間に何か折衝等があり、人事院も、まあ百五名であるとか、あるいは五百名足らずのものについては、そうしたような別表ということをつくる必要はないだろう、しかしプラス・アルファはめんどろをみてやろうというふうなことで若干話し合いがついたというふうな話を聞いておるのですが、その辺のところはどうなつておるのですか。

○政府委員(吉國二郎君) これはいま申し上げました級別定数が従来よりも高くつけられるという形で実現したわけでございます。

従来のを申し上げますと、本部長、つまり首席審判官に相当するものは、税務の一等級でございます。行政職の二等級に相当するわけでございます。それが、今回は、首席審判官は指定職かまたは行政の一等級でございますから、そこで一つ上がつていくわけでございます。それから審判官も、従来は、協議団でございまして、税務二等級から四等級までにあつておる。それが、さつき申し上げましたように、一等級から特三等級、一段階ずつこつ上げておるのですが、つまり特別の俸給表をつくるという要求は入りませんでした。が、級別定数の設定におきまして協議団の場合よりも一つづつ格上げになつておるということが、これがいわば話し合いの結果でございます。それから管理職手当につきましても、従来よりも若干づつ引き上げる。それが御指摘の色をつけたという部分であらうかと思ひます。

○成瀬輔治君 ぼくは、最初に申しましたように、出発が大切ですから、民間人をたくさん入れていただきたい。それに対する御答弁を聞いてお

りますと、首席国税審判官は部外から持つてくる、こういう話です。そうすると、十一支部あるから、十一人はいいと。あとはさてどういうことになるか。ですから、それと関連をして所得、給与がどれくらいか。かりに税理士さんなら税理士さん、あるいは大学の教授をやつておられた方が下がつてくると、あるいは前歴計算とかいろいろなことがあると思うから、あまり高くなりそうもないのだな。国家公務員から来るのはいかもしれない。そうじゃない人が来ると、本俸が七万三千二百円、管理職手当その他を入れて多分十万円前後だ。そんな所得で、しかも一〇〇%所得捕捉で、妙味はないわ、おれたわということになれば、たいへんなことになると思つておるわけですが、それでも、そこで、実際問題として、あなたのほうから若干折衝なり探つてみたり、いままでいろいろなことがちよつとはあつたと思つておるが、部外の人たちで、ひとつやつてみようというふうなそういうふうなものが少しは聞かえてきたとか、話し合いがあつたとか、やつてみたらあまり給料が低いのでおれたというふうな話があつたというのか、どんなものですか。全然話はやつてみませんか。

ではございせん。ただ、確かに、税理士さんなど、所得は、具体的には私も存じませんが、かなり高い方が多いし、有能な方はやっぱり相当所得は多いようございまして、直ちによしという方があるかどうか、その点はかなりおっしゃる方にむづかしい点があると思ひますが、大学の教授あるいは助教授という方々の俸給は、一般職の俸給とはばラレルでございますから、その点ではそんなに下がるということなしに、あるいは逆に上がるという結果になる場合もあり得ると思ひます。まあそういう意味では、これはむしろ公務員一般の給与の問題になりますので、審判官だけ特別に高いというわけにはなかなかまいらぬという点が私ども悩みの種でございますが、その中でも、いま申し上げたようなところから努力をして、有能な人材を迎えるということを考えておるわけでございます。非常にむづかしさがあるというところは御指摘のとおりでございます。

○成瀬輔治君 吉國長官の答弁を聞いておると、民間人を入れよう入れようという姿勢のようだと、ところが、実際はふたをあけてみると、これはゼロだということだな、首席審判官は、東京は、これはあなたが言つたからあるようだが、あとは、大阪、名古屋、関信——関東・信越、札幌、仙台、金澤、広島、そのあたり全部だめだというふうなことに受け取るのだが、東京の話はわかるが、それでは部外者の首席審判官はあとはどうなんですか。

○政府委員(吉國二郎君) さつき私が申し上げたのは審判所長でございます。それから重要な支部、たとえば東京の支部のようなどころに相当する首席審判官はどうしても外部から最初から採りたいということをお願いしたので、全部ではないわけでありませう。

○政府委員(吉國二郎君) 実は、大阪、名古屋等につきましても、目当てをもつて当たるつもりではございすけれども、まだ法案がこのとおりでございまして、法案成立後精力的に当たるつもりでいろいろ心組みをしておりますが、いまは発動できない状況でございます。

○成瀬輔治君 まるでこつちの責任で民間人が入らぬような答弁で、非常に遺憾です。(笑) あなた、ひきょうだよ、それは、もう少し堂々と、法律案を出したなら自信をもつて、しかも、これは五月一日施行でしょう。いろいろなことを言つて

おるけれども、出発のときの人の問題が一番大きな問題だと思ふんです。実は、ぼくは、次席国税審判官についても、触れられておりませんけれども、意見もありますよ。ほんとうに民間人を登用して、ひとつつきりした形でやってもいい。政令の中では、大学の助教授とか、教授とか、裁判官なりあるいは検察官の職歴といふことまであがっておるんだから、ここにあがっておる人くらいは部外者の中からやってもいい。五項目あるんだから、こういう人を一人ずつ入れても五人ある。もつと言へば、税理士、弁護士、公認会計士等を入れれば十人くらいになってくるわけですね。そういうところからでも推薦候補でいろいろと話し合つてみて適当な人を入れる。しかし、あなたの立場でいへば、せつかつくつてみたところが、協議団の本部長等で、いままでおれ

で、そういう方が判断されたなら社会現象あるいは経済現象として一番公正な判断だといえる方で、税の専門家を求めることは必ずしも必要ない、かように考えております。

○成瀬輔治君　そうすると、これは政令では出ないわけですね。

○政府委員(細見卓君)　法律そのものに大蔵大臣の任命となつておりますので、政令には特別に規定することもそうないのじゃないかと思つておる人は、これは五月一日からで、さあ国会を通つたわと、おつ取り刀でどんなような人が想定されますか。内々交渉してゐるんじゃないですか。

○政府委員(細見卓君)　先ほどの長官と同じようなことを申し上げますが、あまり越権的なことをしてもいけませんし、まして、この問題は、先ほど申し上げましたように、世間的あるいは社会的にそれなりに評価を受けたりつぱな方々をお願いするわけでありまして、お願いに行きました、実は法案が通りませんでした、またこの次にいたしますというわけにはまいらないので、私もな

か、良識のあるりつぱな判断力のある方として、そういう評価が確立されたような方をお願いしたいなと考へております。

○成瀬輔治君　ちよつと気になる点は、税のことについては全然無関係のお方と、こういうふうにおられる方もあると思ふんです。あるいは、公認会計士などをやりながら講師をやつておられる、そういうりつぱな人たちもある。そういう人たちは、あるいは税にたんのうな税理士さんの人たちもある。そういう人は一切除外するということが、

○政府委員(細見卓君)　除外もいたしませんし、積極的に呼び込みもいたしません、そういうわけでございます。

○成瀬輔治君　わからぬ話ですね。それは、税理士なら税理士の人は採りませんよ、公認会計士の

人も入れませんよ、こういうことなんですか。それとも、それは積極的に採る方向なのか、できたら積極的に採らない方向にしようとしておるのか。その答弁は何とでも言えるでしょうね。私らが考へておることは、税にたんのうな人で、りつぱな人でなければならぬことはわかつてゐるんです。ですから、えこひいきであるとか、根性悪い人ですとか、ひん曲げるとか、そういう人じゃなくて、税金というものは国民の義務だと言われ

○政府委員(細見卓君)　もちろん、税の知識をお持ちになつておれば、それにこしたことはないの

○成瀬輔治君　これは、大体、争点になるのは通達でしょう。法律じゃないわけなんだ。大蔵省がわれわれに知らぬ通達を出したやつが問題になつておる。ですから、よほど税のことに詳しいお方ではないれば、その通達の解釈はどうだなどというこ

あなたの方でいへば、異議を言うときには、あなたにも知らぬ人のほうが赤子の手をねじるようにやういふわけだ。そういうかつこうにされちゃおかしいと思う。ほんとうは通達の問題になつてく

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○政府委員(細見卓君)　まあ、俗に、森に入つて森を見ずといふこともございますので、何とい

○木村福八郎君　ちよつと関連しますが、国税審査会の目的は九十九条にありますね。九十九条で、「国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されてゐる法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となることを認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならぬ。」と、この申し出があつたときに、「国税庁長官は、「国税審査会の議決に基づいてこれをしなければならぬ。」と、こういうことになつてゐるわけですね。そこで、この国税審査会の議決は非常に重要ですよ。いま成瀬委員が言われましたように、「国税庁長官が発した通達に示されてゐる法令の解釈と異なる解釈」でしよう、それについて「裁決をする」といふのは、相当専門的な知識がないと

できないと思うんですよ。それは、単なる常識と
いうのは、まあ常識に反してはもちろんいけな
いわけですが、しかし、常識と同時にやはり
専門的な知識が必要で、通達について、わ
れわれだってそのところは非常にむずかしい
ですね。それから今度は「解釈の重要な先例とな
ると認められる裁判」ですから、これは相当専門
的な知識がないと、ただ、学識経験者、常識があ
るといっただけでは済まないのじゃないかと思
うんですよ。

そういうことになる、たとえば大宅壯一君
か、あるいは人なんか、とにかく百科辞典みた
い人ですね。それで、一般的常識を代表して大宅
君がそういうことになって、通達の法令について
の解釈は、結局、大宅君はまた専門家に聞くと
かなんとかいうことになるじゃないですか。さ
っきの言いが極端に専門家を排除するような言
い方をすると、大変なことになるのであって、や
つぱりこれについては専門的知識を有し良識を有する
人というふうに言わないとですよ。専門的知識は
かなり重視しなければならぬのは、九十九条か
らいって当然じゃないですか。

○政府委員(細見卓君) 実は、衆議院のほうで、
税務署、税金に関係あつた人をこへ入れたので
はせつかく審査会をつくつた意味がなくなるとい
うお話で、それを受けて、いや、それは、そんな
仲間の者は入れませんというのを強調いたしま
した。今度は、しろうとばかり集めて何ができ
るのかというお話になって、(笑)そのちやうど
まん中になるような人を得られれば一番いいの
じゃないかというふうに考えております。

○成瀬幡治君 私、いま木村さんが言われたよ
うに、税のことをよくわかつておつて、しかも公
平だ、こういう順序なんです。順序は、まず前提
といふものがなければならぬ。それかといつて、
いま言ったように、出てきた趣旨は納税者の救済
ですから、納税者側に立つて働く人を選ばなけれ
ばならぬ、こういうことになると思ふんですよ。
ですから、そういう姿勢でやつてもらえばいいと

思ふんですよ。

しかも、これは、衆議院のほうで出された資料
というか、大蔵省から出された資料ですが、異議
申し立てでやるのはいわゆる金の大小の問題で、
しかし、訴訟に発展しておるものは、やはり法律
あるいは通達に關しての争いだと思ふんですよ。
件数として、まあ額は知らないけれども、五百か
ら千件くらいのもがあるようですよ。私はどうい
うことになっておるかよくわかりませんが、非常
にむずかしい問題は審査会に行くのじゃないかと
思ふんですよ。しかも、審査会の人たちが長引いた
りいろいろなことがあつてはたいへんなことだと
思ふから、やはり専門的な知識のある人、しかも
これは取るほうの側ではなくて納めるほうの側の
代表の人たちにやつていただくのが非常にいいこ
とだ、そういうふうな形でぜひひとつ人選を進め
てもらいたい。

また、局長は、衆議院のほうで、おまえのほう
の仲間がやるのじゃないか、仲間がやるのじゃな
いかとたいへん言われたので、それがたいへん
頭にこびりついておつたものだから、いまはそう
言つたけれども、実は選ぼうはそうじゃないで
すよという形で、五月一日から発足したらそう
いう人たちに来てもらいたい。ぜひ取り違えのな
いように、りっぱな人にやはり初めてですからや
つてもらわないといかないと思ふのです。少なく
も国税庁長官の前任者がこへすわつたなとい
うことになったら、これはちよつとまずいと思
う。大蔵省のおおぼろげに山にはならないように
してもらいたいと思ふ。そういう附帯決議をつ
けたほうがいいかと思つておりますが、まあその
点はそれだけにします。

次に、出訴と不服の権利の問題ですが、長官の
答弁を聞いておりますと、行政組織法との関係が
あり、いろいろの問題があり、今後検討してみ
たいと、こうおっしゃる。しかし、こういうふう
にしたことも、いきなり裁判のほうへ持つていく
というふうなことも、金額、高の問題でそう裁判
所としてなじまない問題もあるからこういうふう

にしたのだと言われる、そのことも私は説明とし
てはわからぬわけじゃない。しかし片方では、お
まえは異議申請のほうをべんやんなければ出訴
はできないという、国民の権利のほうを制限して
いるという純粋な法理論から言われてもちよつと
おかしいところがあると思ふ。そこで、調和をと
るというところは、私も容易なことじゃないと思
うのです。附帯決議では、「絶えず真剣な検討と努
力を行なう」と、こういうことになってゐる。長
官も行なうような口ぶりだが、實際できないん
じゃないのかな。それも、何か特別に、これはも
う初めから通達解釈だと、あるいは法の運用に關
連をして、法解釈ですか、そういうものについて
疑義があるというふうなものについては、いきな
り出訴してもいいんじゃないかというところが考
えられる。初めからもうわかり切つた話だ
というのとは今後の問題になると思ひますが……。

○政府委員(吉國二郎君) おっしゃるとおり、全
部を選択性にするということが時期尚早である、
したがつて、またいつの時期にそれができるか、
それよりもつとほかの考え方をしようという御
指摘も確かだと思ひます。その法令の解釈だけが
問題になつてゐるというケースというのが、実は
これも問題になつたこととございまして、調査会
でも幾つかのケースを洗つてみたわけです。なか
なか純粹に法律解釈だけというのは見つかりま
せん、やはり事実と常にからみ合つてゐるわけ
ですね。そういう關係で、法律解釈だけということ
に限定をいたしましたも、今度はそれがはたして
法律解釈だけであるのかどうか、出訴してみたら
それは法律解釈だけじゃないということと却下さ
れてしまふということになつても困る。そういう
点で、確かにおっしゃるような解決方法というの
は一つのポイントだと思ひます。そういう点も含
めまして将来考へてみる必要があると思ひます。
私がさっき申し上げたのは、一つは、審判所がで
きて、審判所自身の裁決が非常に公正に行なわ
れ、また、税務署のほうの決定もそれを前提とし
てさらに慎重になり、合理的になつていくという

ことで、件数そのものもだいぶ減少してくるし、
決定に対する異議の内容も具体的にはつきりして
くるような段階になりますと、選択を行なつても
裁判所が多量の訴訟で応接にいとまがないとい
うような結果にならない時期が来るのではない
か。そういう時期も考へながらあわせて御指摘の
ような点を検討していく必要があるかと思ひま
す。

○成瀬幡治君 次に、二番の(2)、(3)に關連して
ですが、特に(2)が中心ですが、吉國長官の答弁を
承つておつて感じましたことは、どう言つたら
いいか、一度争ひができました、あるいは国税審判
所の職員なりあるいは税務署の人たちが新しい調
査を行なわなければならぬ、その調査は権利救済
の趣旨に反する調査を行なうのであつて、である
から、そういうことは非常に十分注意してやれと
いうことですが、したがつて、そういう不服ある
いは異議申し立て後における審査、調査、あるいは
質問その他に基づいては、新たに脱税がおまえ
これだけあつたよなんというのではないといふ
うに受けとつていいわけですか。国税審判所の職
員が調査したら新しい脱税が出てきた、あるいは
税務署の人たちがその裏づけの資料をとるために
質問調査権を行使して調査したら新しい脱税が
出てきた、そういうことがあると思ふのです。しか
し、そういうことはないので、あつてもそれは
問題にしませんよ、こういうふうな受け取つて
いいのですか。

○政府委員(吉國二郎君) この場合、非常にむず
かしいと申しますか、微妙なところとございま
すので、少し詳しく申し上げたいと思ひますが、前
回の国会でもその点が一番問題になりました。そ
れで、いわゆる総額主義といふものは適当でない
のではないかと御質問がありました。そのと
きにもいろいろ参考人の先生方も述べておられ
ましたが、現在の税務訴訟の形では、御承知のよう
に、いまの裁判所の解釈は、税務訴訟というのは
税金の債務がないということと主張して争ひあ
ゆる不存確認の訴えであるという解釈をとつて

りますので、それがいままでの行政の段階における税務争訟においても総額主義というものを主張していた根拠でございます。そういう意味では、理論的には、税の調査と申しますか、救済というのは、本質的には国民の納税義務というものを真実に把握してそれで救済が行なわれる、つまり、国民というものは法律の定めるところによって納税の義務を負うけれども、その真実の納税義務以上の義務は負わないし、また、以下で済ませる権利もない、それを正確に実現するものが権利救済であると考える考え方もあるわけでございますが、そのとき私が申し上げたのは、それは理論としてはそういう筋道であらうけれども、権利救済というたてまえをとる場合には、できるだけ納税者の主張するところが真実であるかどうかということを中心に税務署が納税者側の主張を中心にして審理を行なっていくば、わざわざ実際に脱税調査をやってみようかという必要はないはずなんで、当事者の主張を中心にそれが正しいかどうかをできるだけ判断していくというやり方を原則とすることによって、新しい脱税事実が続々として出てくるということはありません。運営をいたした

○威權統治君　まあ争点主義的な運営をするんだ、争点主義的な運営をしますよと、そういう答弁で、これはいいと思うんです。いいが、しかし、ここはこれで終わった。しかし、実際のことになりますと、異議の申し立てをした、あるいは不服の申し立てをしておるのだと。なんだ、これはもつと洗ってやるうじやないかというのが人情になってくると思うんです。だから、そこで、争点的な資料だけではんとうはよさそうなのに、いや、関連があるからあれを持ってこい、これも持つてこいという反対調査をしていこうということになって、実際はおまえのところを調べていきたらこんなことがあるんだよ、たいがいのところで妥協しておかぬとあかんぞという話になると思う。また、そう思うと思う。そういうことについて、「新たな脱税事実の発見のためではないことを」蔽に銘記の上」と、こうなっておる。だから、それから上積みはされぬということになれば、その次に今度は、来年度の所得なりあるいはいろんな点にことについてはいろいろあるが、今期はその点についてはどう脱税は上積みはされませんよというふうなふうにはならぬものですかね。

りますから、これは法令的にはそうもいたしません。が、原則的には、納税者に対して調査をし決定して、それに不服が出てくる、そうすれば、常識から申ししても、その納税者に対するその年度の決定の限界も、最初の調査決定のところが限界になるべきじゃないかというふうに考えるべきだと思ひますので、そういう考え方を強く持つて指導してまいりたい、かように考へてゐるわけでございます。

○成瀬瀨治君　これは心がまえの問題であり、いろんな問題がからみますから、長官の気持ちがい實際運用の面にあらわれるように十分していただきたたい。この法律案審議のわれわれの受け取り方方というものは、少なくとも争点主義的な運営がされてくる。だから、結果的には、一度調査をして決定をしたのだから、それに新しいものが出てくる、ということとは非常に少ない、これはまれなことだ、もしあったとしてもそれは非常にまれなことであつて、大体出てこないのが原則だと、こういう指導をしているということは大体わかりましたか……

○木村禎八郎君　その点に関連して。こういうふう

明確に、総領主義にとらわれないように、いわゆる争点主義に基づいて、納税者にいたずらに心理的な圧迫を加えないようにすべきではないか、という点が重要ではないかと思ひます。そういうふうには解釈していいですか。

○政府委員(吉岡二郎君) 御指摘のように、総領主義というのには原則は原則として、理論は総領主義でないと思ふと思うのですが、実際の運営は、いま申し上げたように争点主義でやっています。実際問題として、自分が調べた段階では二百万円だと思つたその内容が違つていて百万円だったといふものに、さらにそれを維持するために、あつちこつちさがし歩くという運営は極端に避けるというところで指導してまいりたいと私自身は思つておりますし、今後もしういふ点で進めたい。ささいな、百万円が百三十万円になるということでも無理やりやるということは私は間違ひだと思ひます。ただ、よくあると申しますか、と言つてはいけません、ごくわずかな争ひをして、いたるところが、うしろに莫大なものがあつたという場合には、これはまた別の考慮が必要だと思ひます。ただ、原則論として、きわめて小さな差で

○政府委員(吉國二郎君) 私は、原則としては、税務署が一べん調査をして決定した、それに対して不服がある、それでいわば税務署のはうは調査したのであるから、またそれじゃもう一回やれば脱税があつてもっと多くなるだらうということは、それは無理だと思ふのです。つまり、一べん調査したことについて不服があるなら、その範囲にとどまるべきではないか、一応調査をしたということが前提であればですね。さらに不服申し立てを考えたとしても多いのであらうということを考へてゐるのが間違つていると思います。そういう意味では、原則は、納税者に対して一べん決定した以上

争つてゐるときに、わざわざ小さなものを取り出すという運営は極力避けるということで指導したいと思ひます。

○木村禧八郎君 指導だけでなく、何か規定を設けることはできないのですか。

○政府委員(吉岡二郎君) 一ぺんその規定をしてしまひますと、一ぺん決定したらあと追加決定はできないようなことになりますと、これはまたわずかしい問題になります。そういう意味では、私は、運営通達というものがございますから、はっきり職員に対する訓令としてはそういう考え方を明らかにしていきたいと思ひます。

○成瀬權治君 この質問検査権の問題についていろいろと質問したいのですが、いま附帯決議の話ですから、ひとつ資料だけお願いしておきたいと思います。

公認会計士が処分されておる件数と主たるその理由。処分も、処分内容を少し知らせてもらいたるのい。特に、大口脱税があつてみたり、あるいは紛飾決算等あり、それとともにそういうものがある。それが一つ。

それから二つ目は、税務署の人たちが、一般の法人なり、あるいは事業をやっておられる事業税等の対象ですか、そういうようなところに行かれるときに、通知をしてお行きになるのが大體原則——令状じゃない、任意調査の場合は事前通告をされるのが原則だと思うのです。そこで、あなたのはうで出張名簿等がありまして、そのときに、これは事前通告して行ったとか、あるいはせずに行ったとかということがわかるような出張名簿になっているのか、その点はよくわかりませんが、もしもそういう事前に通告をせずに行ったとい

うのは非常におかしいことだと思ふ。ですから、その出張をされるときには、事前に局長なりあるいは課長に、私はどここの調査に行きますよということを言つて書いて行かれるのか、それを受けてすぐやられるのか。どうも事前に通告なしで行かれるほうが多いような気がするから、そこら辺を調べて、事前に通告をして行つた、いや通告なしで行つたのだというようなそういうものについて何かあなたのほうに資料がないものだろうか、そういう資料がほしいと思います。

○政府委員(吉國二郎君) 公認会計士の問題は、実は証券局の問題でございしますので、証券局のほうで出せる範囲で連絡をいたしておきます。資料を提出いたします。

それから事前通知でございますが、事前通知の実績というものは実は私どもとっておりませんので、正確な数字がございませんけれども、所得税については一部調査したのがございます。所得税については、いわゆる事後調査としまして、申

告書が出ましてから、申告書の内容を審査して、これはどうも少しおかしいというものを調べているのが事後調査でございますが、その中でも、いわば査察には値しないけれども相当な脱税が予想されるといふ特別調査と一般調査に分かれますが、特別調査のほうでは事前通知をしたのは一五％。それから一般調査の場合は約三〇％が事前通知をしております。これは、御承知のように、税務署の調査というのは、いわゆる指導的な臨戸調査といったような調査とか、あるいは事前調査とか、いろいろございますけれども、法人のほうで申しますと、臨戸調査という指導的な意味の調査が全体の法人数の一五％ぐらい、それから特別に限定をしてこれは所得について問題があると見て実地調査をいたしますのが一五％ぐらい、合わせて三割ぐらいは年間に調査をするわけでございますが、臨戸指導は全部事前通知をしております。それに対して、実地調査のほうは、そういうある程度問題のある法人であるために、事前通知をしない例のほうが多いと思います。

そういう意味では、調査のしかたといひますか、対象によつて、事前通知をしたりしなかつたりするといふやり方をしておりますが、具体的にどれぐらい事前通知をし、どれぐらいしていないかという資料は、私も統計として持つておりませんので、さつき申し上げました所得税について何か御質問があつて、特別に四十二年度にとつた数字がいま申し上げた数字でございます。

○成瀬幡治君　これは税理士会なんかのほうがよくわかると思うんですが、あなたのほうも私は事

うか。鬼よりこわいなんて言われちゃいかんですから、そういうふうでなければならぬと思うんです。ですから、そういう立場でそういう資料等はとっておらぬというのはちよつとおかしいと思うんです。今後そういうものをとるようになされるとともに、もしなんなら業界のほうにも税理士会というのがあるのですから、協力を得て、実際の運営がどうなっておるかというようなことは今後やっていかれるのが好ましいと思います。この問題については、ぼくはあらためてもう一度質問を申し上げたいと思っておりますから、いまはこの程度にして、また資料が出ましたときに御質問申し上げたいと思います。

次に六番です。六番で、妥当性があると判断をしたときは、「徴収を猶予し又は滞納処分の続行を停止する」、こういうような点については考えていきたいというお話があったわけですが、実際問題としてこういうことがあり得るのかどうかという点についてちょっと疑問があるんですが、実際問題としてどうでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君)　ちよつと御質問の趣旨が……。

○成瀬輔治君　それではもう一度申し上げます。「徴収を猶予し又は滞納処分続行を停止する」という、そういうようなことが、異議の申し立てを受けて、それはごもっともですといつてそういうことが實際行なわれるようなケースが想定されるかどうかという点、もしあるとするなら、どういふ場合がこういうことで想定されるのか。

○政府委員(細見卓君)　資料を検討いたしており

ますが、どういふ場合が想定されるかというお話でございまして、たとえば、更正決定をいたしまして、それでこれだけの税額が不足だということとで差し押えをいたしたといたします。ところが、不服申し立てが出てきて、それが他人の所得であつたというようなことが、かりに名義が違つておつたというようなことが起こりましたような場合に、その手続をとつておりますと三日とか四日とか決定にかかるといふようなものを、もうす

ぐ、たとえば係のほうで、それを取り消しました。徴収の処分の手続がどうあるかと、たとえばきょうその財産を他人に渡さないと不渡りが出るというふうなものが起こったときには、そういうことをするというようなことが考えられる事態だと思えます。

○木村村八郎君　ちよつと関連して。これは、こつちの資料のほうには「納税者の不服に理由があると推測されるときは」となっている。それはない、不服申し立てを行なつたとき、納税者の立場を尊重して、裁決があるまでその事実にかかる滞納処分執行の停止とかあるいは徴収猶予、こういうことじゃないのですかね。そうでしょう。ただ推測されるというだけではなくて、不服申し立てを行なつたときは、その裁決があるまでは滞納処分の執行を停止する、それで徴収を猶予する、こういうことじゃないのですか、このところは。

○委員長(栗原祐幸君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（栗原祐幸君）速記をつけて。

○政府委員(吉國二郎君) いま御疑問の趣旨がわかりましたが、納税者が異議申し立てをいたしました場合には、普通は、滞納をする、税を納めない、それに対しては、原則として差し押え処分までは行なえる。しかし、公売処分はやつてはいけなというのが現行の体制でございます。それに対して、必要があるときは、納税者の申し立てで滞納処分の続行を停止するとか、あるいは職権で続行を停止することができるといふいまの法制になつております。それに対して、この六の附帯決

議の文言は、「納税者の不服に理由があると推測されるときは」とという言い方をしておりまして、その必要があるときはと書いてあります。法律の運用を、納税者の申し立てていることが一応これは正当性がありそうだと推測されたら、その必要性にひっかけて続行を停止すれば、納税者は安心してゆっくりといろいろな資料を出してもいいところ、ところが、相当理由がある主張をしているにかかわらず、どんどん滞納処分をやられてしまい

ますと、あせつてどうにもうまいかないという問題がございますので、まあ客観的に見てこれは相当理由がありそうだとおぼしめし、ほとんど思い切つてやりなさいという御趣旨だと思ひまして、そういうことの扱いは今後やっていきたいというのを申し上げたわけでございます。

○成瀬幡治君 これとそれから七に關連しておるわけですが、あなたの方で試算をされたことがあるというふうによつと聞いておりますから、資料として提出してもらいたいのですが、納税者が不服の申し立てを行ないますね。そうしてそういうものに対する滞納処分を執行を停止しましたは徴収を猶予されるというときに、その額がどのくらいになつてゐるか。あるいは、額を試算されたことはないですか、大づかみに。

○政府委員(吉國二郎君) 實際に税務署段階で異議申し立てが出た場合には、徴収関係と連絡いたしましたして、必要な場合は滞納処分を待つというふうなことは實際やっておりますのですけれども、数字的なものをこちらで集めてはいないものでございまして、数字として御提出するのは、サンプルでこれから調べるというにしてもちよつと時間がかかりますので、その数字的な点はおかんべん願ひまして、実は、税務署では、異議申し立てがあつた場合には、徴収との間で連絡をいたしまして、大体において滞納処分について考慮を払つてゐるというのが実情だと思ひます。

○成瀬幡治君 附帯決議のほうは以上で、また新しい問題が出たり気つきましたら御質問を申し上げることにいたします。あと、滞納で差し押さへられましてそしてそういう物件が国へ入つてくるわけですが、いままで、實際滞納であつたのは競売に付されて、あるいは競売に付されなかつたかもしれませんが、物件をとつたものが、たとえば一年間に、昭和四十二年以降でよろしゅうございしますが、どのくらい件数があつて、額があるかというところは、どのくらいございしようか。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○政府委員(吉國二郎君) たいへん遅延をして申しわけございせんが、ちよつといふ計数が出来たので、あとで件数を調べまして申し上げたいと思ひます。公売の件数は、大ざっぱな感じでございますが、年間二千件くらいではないやうでございまして、最後の公売処分までやるのはわりと限られてゐるやうでございまして、数字がしましたので申し上げますが、引き揚げ公売という、財産を引き揚げてきて公売をした件数でございますが、これが四十二年から四十三年の十月から九月までの間に人員で二千四百でございます。その公売によりまして徴収しようとした額が二十五億八千六百三十五万円ということになっております。四十二年から四十三年までは、その同じ数字が、千八百二十七件、金額にいたしまして二十五億四千二百二十六万円という数字になっております。大体、年間二千件くらいの公売処分が行なわれておるといふことでございます。

○成瀬幡治君 これは、数字を出してもらつて、それが出たときもう一ぺん御質問申し上げたいと思ひます。

それから次に……

○木村福八郎君 資料をさがしてゐる間に私から……

九十八条、裁決の問題ですが、質問いたしたい点は、裁決期間に何らの定めがないのです。ですから、事案が未解決のまま長期にわたる場合、審査請求人は非常に不利な立場に置かれる。そこで、事案を受理してから裁決までの期間は何か定められないのかどうか、あらかじめ、そして、その期間を経過しても裁決がない場合に、審査請求人の申し立てを認める、こういう措置が講じられないのかということなんです。

○政府委員(細見卓君) 審査請求事案は、もう御承知のように、難易千差万別でございまして、非常に簡単にそれこそ一月ないし二月で片づくものもあるかと思ひますが、従来の協議団におきま

す審査の期間を見ましても、再調査を経て審査請求になるような事案につきましては事実関係もかなり複雑であるというやうなことで、一律に何カ月というところで切るのにはやはり問題があるやうなことで現状のやうな規定にいたしてゐるわけでありまして、ただ、そういうことによりまして、慢然と審査請求に引つぱられておつて、裁判所で早く決着をつけた人が、その審査請求があるものだから、訴願前置があるものだから、出訴によつて権利救済がはかれないという点について、これは配慮しなければいけないというので、この条文にございまして、三カ月をたつて何にも決定しないときは、裁判所へ申し出ていただいで出訴する権限が与えられるということにいたしておりますが、税務事案はまさに大小さまざまでございますので、一律に審査の期間を法律で定めるというのはいかぬものか。ただ、運用にあたりましては、これは長官の申し上げることです。できるだけ短期にして納税者の權益を保護するように心がけなければならぬことは、もう法律全体を通ずる精神であらうかと、かように考えております。

○木村福八郎君 長官はどうなんです、運用方法。

○政府委員(吉國二郎君) 従来の審査決定をいたしましたものの実績は、大体八・五カ月、八カ月半でございまして、これは、一つは、その中には、別の件で訴訟が起つてゐるためにおくれたといふもの、それから審査調査を受け刑事事件で告発しておりますためにおくれたとかといふものを含んでおりますために八・五カ月になっておりますが、もう少し短いと思ひます。普通の案件は、そのうち二・五カ月が裁決の期間、つまり、原処分庁と申しますか、原局のほうとの協議にかかつているものでございまして、したがひまして、今度は、裁決に關しましては原局の意見は全然参酌いたしませんから、二カ月分は減ると思ひます。したがひまして、いままでの実績から申しまして、平均で六・五カ月ぐらゐにはなると思ひます。

が、さらにそれは短縮し得ると思ひます。したがひまして、できるだけやむを得ず訴訟に持ち込むといふやうな事態を起さないうに努力いたしたいと思ひます。

○成瀬幡治君 差し押えと關連するわけですが、これはあなたの方で資料はないだらうけれども、差し押えられることによつて、いままでは金融の道がついておつたけれども、金融がびたつととまつちやつて中小企業が倒産に追い込まれるというのは相当あるだらうと思ひます。銀行がどうこうせずにおつてもそういうことがあります。そういうやうな面から何か調査されたりいろいろされたやうなことは大蔵省はいままでないのでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君) 差し押えによつて金融がつかなくなつて、つぶれたという事例は特に調査したことはございせんが、現在徴収猶予とかいふような制度がございせんが、そのときには、非常にこまかく資金繰り計算をいたしまして、資金繰りがたつたやうにしながら徴収猶予を認めてゐるというのが実情でございまして、したがひまして、不動産などにつきましては、二重差し押えといふことで、金融機関等と二重に差し押えをしてゐる例もございせんけれども、差し押えをしたがために倒産に追い込まれたという話もときどき聞かされることがございますが、具体的に私どもでつかんだ事例はないのでございまして、そういうことがないやうにといふことで、かなりこまかい資金繰り計算の通達を出しまして、納税者の資金繰りがほんとうに動きがとれなくなつてしまつたといふことがないやうに配慮はいたしてあります。

○成瀬幡治君 そうすると、国税徴収法に基づく第五章にありますが、国税徴収法の、たとえば資金繰りがつかなくて倒産に追い込まれるといふやうなときがあると判断をしたやうなとき、ほんとうに言ひなら、あなたのほうはおそく行つても、担保を設定すれば先取りができるわけです。一つの延期の理由になりますか。

○政府委員(吉國二郎君) 營業の休廃止をせざる

を得ないというときには、徴収猶予の理由として扱っております。それから実際徴収猶予という形によらずに、一応滞納処分中ではあるけれども、その徴収を月割り額で指示をして、その納付計画に基づいて納付せよというふうな実際上の扱いもいたしております。

なお、御承知のように、新しい、昭和三十三年に改正をいたしました徴収法におきましては、超過差し押えの禁止というふうな規定をはっきり置きまして、滞納税額以上の価値のあるものを押えるということをしないうちに、また、滞納処分の結果、一部税額が入って差し押え額が税額をオーバーした場合、その部分だけ差し押えを解除する道を開くとかいうことにはいたしてありますので、わずかな滞納金額で大きな財産を押えてしまふというふうなことは現在行なっておりません。で、おそらく特殊な例として、脱税をしてそれを全部使ってしまった、そのためにはかの財産を押えなくちゃならぬという事態が起きた場合は別といたしまして、普通の営業をして滞納した場合においては、税金に相当する分だけ差し押えたからといって、営業そのものに大きな支障を与えるという結果になることはあり得ないと思います。何千万という脱税をして手元に一つも残っていないという例がときどきございますが、こういう場合には、実際差し押えたとわやになつてしまふということはある得ると思います。

○木村禮八郎君 最後に一つだけ。税務関係のほうは、減額、増額にも実質的には五年間の更正決定権を認められていゝんですね。ところが、納税者は、増額を修正申告による、また、減額は更正の請求によるという場合ですね、両者の請求期間に違いがある。前者は五年ですか、後者は三年でしたか、とにかく違いがある。これは五年一本に統一できないかということ。納税者が減額のための更正を請求した場合でも、その決定権は税務官庁にある。申告納税制度の趣旨に照らして、更正請求は修正申告に一本化して、その期間を五年に統一できないだろうか。増額の場合は五年だ

けれども、減額の場合は三年、非常に不利じゃないかと思うんですね。

○政府委員(細見卓君) 更正決定は、御承知のように、詐欺、不正のような特殊な行為が行なわれた場合には五年間でありますが、通常は三年を除斥期間といたしております。それに対して更正の請求は、つまり納税者のほうで税金をよけい払い過ぎていてからそれを返してくれという更正の請求、これは従来は一月というものが原則で、ただ、所得税と法人税につきましてはそれを二月にしておいた。今回、それを、つまり納税者が普通に通に去年の申告が間違つておつた、あるいはこの間の申告は間違つておつたというふうな気がつかれるのはこの次の申告を出されるべきであらうというところで、税制調査会等で各委員の方々もおっしゃり、そういう意味で一年にして、つまりその翌年申告を出したときに思い出せないことはもう思い出せないのじゃなかろうかということ。一年にいたしましたわけでございます。ただ、その場合に、申し上げておきたいのは、たとえば裁判などによりまして、ある売り上げがあつたと思つたのが、それが実はその売り上げにならなかつたとかというふうなものにつきます。そういう裁判その他によつて確定した事後救済の道はあります。通常の場合は、翌年申告を出すときに、去年の申告はちよつと多過ぎた、こつと帳簿を照らし合はせてみて、ということ。大半は救済できるのじゃなかろうか。やかましい議論を申し上げれば、法律関係をできるだけ早期に安定しておきたい。たとえば、納税証明のようなものをいろいろ出すわけでございますね。たとえば建設業者やなんかの方について、実はあのときはどうも大きくて違つておりましたというふうな事案も起こりますので、法律関係の安定ということと納税者の権利の救済ということとバランスをとつてみますと、まあ一年というところは、少なくとも現状の二月をそれこそ六倍にしたわけですから、まあまあというふうな感じで、答申もいただいております、私も現状ではこれで足りるのではない

かと考えているわけでございます。

○木村禮八郎君 どうも、国のほうがやすうな場合には五年で、減額の場合は、納税者の有利の場合には少ない。あなたはバランス、バランスと言ふけれども、そのバランスが、どうも取るほうに有利になつていゝような感じがするわけなんです。

○政府委員(細見卓君) それはあまりむづかしい話にしてはいかかと思ひますが、納税者の方は自分一人のことを覚えておられたいわけですが、自分一人のことを計算なさればいいわけですが、税務官庁のほうには、いわば不特定多数と申しますか、特定多数と申しますか、特定多数の方を相手として、その方の申告がよかつたか悪かつたかということ。その方を調べるということになりますと、それこそ、人員の問題、あるいは事務量の問題等からしましても、やはり三年ぐらひは目こぼしのないようにするのにはかかるといふのが実情で、片一方、納税者のほうには、自分だけのことをおきめ願うのですから、まあこれは一年あればいいのじゃないかというふうな感じがございまして。

○木村禮八郎君 取る者と納める者との立場の違いということもやっぱり頭に入れなくちゃいかぬと思ひます。この法律案はとにかく納税者の立場に立つての法であれども、それに関連して質問してはいるのですけれども、バランスといつたて、そのところ取る者と取られる者との間にアンバランスがありますと、それを同じようにしてどこが悪いのですかね、実際問題として、それだけ何とて終わります。どこが悪いのですか、實際上。国益に反するのですか。一緒にしてどこが悪いのですかね。

○政府委員(細見卓君) 基本的に、申告納税で申告が完了したときに国との間の租税の債権債務は確定するというのが一番望ましい状態であるわけでありまして、それがまあ一年ぐらひの間は思い違いを思ひ出されるときもあるうかということ。で、この次の申告を出すときまでに間違いがあつたら見直していただく。もちろん、国のほうに三

年間の更正のあらが申しましても、減額の更正——調査の結果、納税者のほうが言つておられるものが多過ぎるというふうなときには、納税者のほうへ、それはほつておいてというふうなことはなく、あなたのほうはこれこれ申告が多過ぎますというところは親切に御連絡はしておるはずでございますので、そういう意味で、それこそ二千数百万の納税者と、五万足らずの税務職員でやる場合のことを考えれば、事務量からしても三年というのが特に長い期間だということもない、むしろぎりぎりの事務処理の期間だということ。とを考えると、私も、それなりにこの辺でバランスがとれておるのじゃないかと思つておるわけでございます。

○委員長(栗原祐幸君) 本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十四分散会

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十七日)

一、国税通則法の一部を改正する法律案

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車に対する新税創設等反対に関する請願(第五二二号)

第五二二号 昭和四十五年二月二十四日受理

自動車に対する新税創設等反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市大手町二丁目日通松

山支店内愛媛県トラック協会内

対馬和夫

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を

付託された。

一、清酒製造業の定安に関する特別措置法案

清酒製造業の定安に関する特別措置法案

清酒製造業の定安に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、清酒製造業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、清酒製造資金の融通の円滑化及び清酒製造業の整備合理化を図るため、中央会の事業の範囲を拡大するとともにこれに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「清酒製造業者」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項の規定により清酒の製造免許を受けて清酒の製造を業とする者をいう。

2 この法律において「中央会」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号。以下「酒類業組合法」という。)第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒に係るものをいう。

(中央会の事業の範囲の特例)

第三条 中央会は、酒類業組合法第八十二条第二項において準用する同条第一項の事業のほか、第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 会員たる酒造組合、会員たる酒造組合連合会、当該酒造組合連合会の構成員たる酒造組合その他政令で定める者(第六条において「酒造組合等」という。)、が、清酒の製造に係る資金で政令で定めるものを銀行その他の金融機関から借り入れることによりこれらの金融機関に対して負担する債務の保証
- 二 昭和四十八年十一月三十日まで清酒製造業を廃止する者で政令で定めるものに対する給付金の給付及びこれに係る納付金の清酒製造業者からの徴収

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

(業務方法書)

第四条 中央会は、前条各号に掲げる事業(以下「保証事業等」という。)の開始の時までに、当該事業に係る業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務の委託)

第五条 中央会は、業務方法書で定めるところにより、第三条第一号に掲げる事業(これに附帯する事業を含むものとし、債務の保証の決定を除く。)に係る業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

(信用保証基金)

第六条 中央会は、第三条第一号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行なうため、信用保証基金を設け、酒造組合等から拠出された金額と国から交付された金額との合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(納付金の賦課)

第七条 中央会は、第三条第二号に掲げる事業を行なう各事業年度において、政令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、清酒製造業者に同号の納付金を賦課することができる。

2 前項の納付金は、各清酒製造業者が均等に負担すべき納付金及び清酒の製成数量に応じて負担すべき納付金とし、その額は、政令で定める金額をこえることができない。

3 中央会は、第一項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、広く清酒製造業者の意見を聞くように努めなければならない。

4 中央会は、第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る納付金の額を公告しなければならない。

5 第一項の規定により賦課された納付金の算定について不服がある者は、大蔵大臣に対し、行

政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(納付金の納付の督促等)

第八条 中央会は、前条第一項の規定により納付金を賦課された清酒製造業者がその納期限までに納付金を納付しないときは、督促状によりその納付を督促しなければならない。

2 中央会は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

(大蔵大臣の納付命令等)

第九条 前条第一項の規定による督促を受けた清酒製造業者がその督促に係る納付金及び延滞金をその督促状を発した日から起算して一月を経過した日までに納付しない場合において、第三条第二号に掲げる事業の遂行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、大蔵大臣は、中央会の申請により、当該清酒製造業者に対し、期限を指定して、当該納付金及び延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による大蔵大臣の命令を受けた清酒製造業者がその指定の期限までに納付金及び延滞金を納付しないときは、当該清酒製造業者は、酒税法第十二条の規定の適用については、酒税に係る滞納処分を受けた者とみなす。

(区分経理)

第十条 中央会は、保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十一条 中央会は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第十二条 中央会は、毎事業年度、保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督)

第十三条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央会に対し、保証事業等に関して監督上必要な命令をすることができる。

2 酒類業組合法第八十八条の規定は、中央会の役員がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反した場合について準用する。

(報告の徴収等)

第十四条 酒類業組合法第九十一条の規定は、保証事業等に関して、大蔵大臣が中央会に対して報告を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは検査をさせる場合について準用する。

(事業の廃止)

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

(権限の委任)

第十六条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を国税庁長官に委任することができる。

(大蔵省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項その他この法律の実施について必要な事項は、大蔵省令で定める。

(罰則)

第十八条 第十四条において準用する酒類業組合法第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 中央会の代表者、代理人、使用人その他の従

業者が、保証事業等に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、中央会に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第七条第四項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第十三条第一項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 中央会のこの法律の施行の日を含む事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画については、第十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の時までに」と読み替えるものとする。
- 3 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第三中日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）第十六条第一項第一号（学資の貸与）の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第三号）第三条第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書

同法第二条第二項（定義）に規定する中央会

昭和四十五年三月十九日印刷

昭和四十五年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局